

最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）（抄）（第一条関係）	1
○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）（第二条関係）	12
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第三条関係）	14
○市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）（附則第四条関係）	34
○大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）（抄）（附則第五条関係）	37
○外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）（抄）（附則第六条関係）	40

最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一章 総則</p> <p>（審査に付される裁判官に関する通知事項）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第四条の二第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する場合（法第十四条の二第四項に規定する場合に限る。）には、<u>法第十四条第一項又は第二項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に氏名に変更が生じた者がある旨</u></p> <p>三 法第五条第三項に規定する場合（同条第四項に規定する場合を除く。）又は同条第五項に規定する場合には、<u>法第十四条第一項又は第二項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に審査に付される裁判官とならなかつた者がある旨</u></p> <p>四（略）</p> <p>第二章 投票及び開票</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（審査に付される裁判官に関する通知事項）</p> <p>第三条 法第五条の二第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 審査に付される裁判官の住所、生年月日及び任命年月日</p> <p>二 法第四条の二第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する場合（法第十四条の二第四項に規定する場合に限る。）には、<u>法第十四条の規定</u>により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に氏名に変更が生じた者がある旨</p> <p>三 法第五条第三項に規定する場合（同条第四項に規定する場合を除く。）又は同条第五項に規定する場合には、<u>法第十四条の規定</u>により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に審査に付される裁判官とならなかつた者がある旨</p> <p>四 その他総務省令で定める事項</p> <p>第二章 投票及び開票</p> <p>（点字による投票の投票用紙の調製）</p>

(削る)

(投票に関する書類の保存)

第六条 審査の投票に関する書類（審査に用いなかつた投票用紙を含む。第十一条第一項において同じ。）は、市町村の選挙管理委員会において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、保存しなければならない。

一 当該書類のうち次号に掲げるもの以外のもの 審査の期日から五年間（法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）

二 審査に用いなかつた投票用紙 審査の期日から法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日までの間（当該訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は当該経過する日のうちいずれか遅い日までの間）

(洋上投票等をしようとする審査人に対する情報の提供)

第七条 第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第五十九条の六第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた同令第五十九条の六第一項に規定する船長は、当該指定船舶等（同令第五十五条第六項に規定する指定船舶等をいう。）の航海の期間中に、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号（法第五条第一項に規定する告示番号をいう。次項において同じ。）を知つた場合には、直ちにこれらを同令第五十条第六項に規定する船員に知らせなければならない。

第六条 点字による審査の投票を行う場合における投票用紙は、別記様式に準じて都道府県の選挙管理委員会が調製しなければならない。

(投票に関する書類の保存)

第七条 審査の投票に関する書類

は、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間 保存しなければならない。

(新設)

2 第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第五十九条の八第三項において準用する同令第五十九条の六第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた同令第五十九条の八第一項に規定する南極地域調査組織の長は、当該南極地域調査組織（同令第五十五条第七項に規定する南極地域調査組織をいう。）の同令第五十九条の八第一項に規定する南極調査期間中に、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を知つた場合には、直ちにこれらを同項に規定する南極調査員に知らせなければならない。

（在外公館等における在外投票に関する書類の保存）

第八条 第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第六十五条の八第二項に規定する調査は、審査の期日から五年間（法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、総務大臣において保存しなければならない。

2 法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定による審査の投票に関する書類（第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第六十五条の七第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の委員長に送付したもの及び第十三条の規定によりその例によることとされる同令第六十五条の八第二項の規定により総務大臣に送付したものを除き、審査に用いなかつた投票用紙を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、同法第四十九条の二第一項第一号に規定する在外公館の長において保存しなければならない。

（新設）

- 一 当該書類のうち次号に掲げるもの以外のもの 審査の期日から五年間（法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）
- 二 審査に用いなかつた投票用紙 審査の期日から法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日までの間（当該訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は当該経過する日のうちいずれか遅い日までの間）

（開票管理者の職務代理人又は職務管掌者）

第九条 （略）

（削る）

（開票管理者の職務代理人又は職務管掌者）
第八条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者は、審査における開票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

（点字による投票の効力）

第九条 点字による審査の投票で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
 - 二 審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したものである。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
 - 三 審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したものである
 - 四 審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの
 - 五 審査に付される裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの
- 2 審査に付される裁判官が二人以上の場合には、前項第四号又は第五号に該当する点字による審査の投票は、その記載のみを無効とする。

(開票に関する書類の保存)

第十条 審査の開票に関する書類は、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から五年間（法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、保存しなければならない。

(数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設けた場合等における投票等の保存)

第十一条 数市町村の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区については、審査の投票及び投票録その他審査の投票に関する書類並びに審査の開票録その他審査の開票に関する書類（第一号及び次項において「審査の投票等」と総称する。）は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区（総合区を含む。以下この条において同じ。）の選挙管理委員会）において、その協議が調わない場合には都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、保存しなければならない。

3 点字による審査の投票に、審査に付される同一裁判官の氏名の二以上の記載があるときは、これを一の記載とみなす。

(開票に関する書類の保存)

第十条 審査の開票に関する書類は、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間

保存
しなければならない。

(数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設けた場合等における投票等の保存)

第十一条 数市町村の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区については、審査の投票及び投票録その他審査の投票に関する書類並びに審査の開票録その他審査の開票に関する書類（第一号及び次項において「審査の投票等」と総称する。）は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区（総合区を含む。以下この条において同じ。）の選挙管理委員会）において、その協議が調わない場合には都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）において、審査の期日から十年間、保存しなければならない。

一 審査の投票等のうち次号に掲げるもの以外のもの 審査の期日から五年間（法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）

二 審査に用いなかつた投票用紙 審査の期日から法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日までの間（当該訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は当該経過する日のうちいずれか遅い日までの間）

2 指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区については、審査の投票等

は、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会において、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、保存しなければならない。

（選挙の投票を行わない場合）

第十二条 法第二十五条第一項の規定により審査を行う場合における審査の投票及び開票に関しては、第四条及び第九条の規定にかかわらず、公職選挙法施行令第二十四条第一項及び第二項、第二十五条、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条並びに第七十条の三五項及び第十項の規定を準用する。

（削る）

（投票及び開票に関するその他の事項）

2 指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区については、審査の投票及び投票録その他審査の投票に関する書類並びに審査の開票録その他審査の開票に関する書類は、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会において、前項の期間は、保存しなければならない。

（選挙の投票を行わない場合）

第十二条 法第二十五条第一項の規定により審査を行う場合における審査の投票及び開票に関しては、第四条及び第八条の規定にかかわらず、公職選挙法施行令第二十四条第一項及び第二項、第二十五条、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条並びに第七十条の三五項及び第十項の規定を準用する。

2 法第二十五条第一項の規定による審査に係る同条第二項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「選挙の期日から少くとも五日前に」とあるのは、「あらかじめ」とする。

（投票及び開票に関するその他の事項）

第十三条 法及びこの政令並びにこれらに基づく命令に規定するものほか、審査の投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法施行令第四十八条第五項及び第六項の規定による繰延投票の通知に関する部分を除く。）及び開票（同令第七十八条第五項及び第六項の規定による繰延開票の通知に関する部分を除く。）の例による。ただし、法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合における市町村の選挙管理委員会の委員長に対して行う第一号に掲げる行為は審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行うことができるものとし、市町村の選挙管理委員会の委員長が行う第二号に掲げる行為は審査の告示の日の翌日（同項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日）以後直ちに行うものとする。

一・二 （略）

第三章 審査分会及び審査会

（審査人の数の報告）

第十三条 法及びこの政令並びにこれらに基づく命令に規定するものほか、審査の投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法施行令第四十八条第三項及び第四項の規定による繰延投票の通知に関する部分を除く。）及び開票

の例によ

る。ただし、法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合における市町村の選挙管理委員会の委員長に対して行う第一号に掲げる行為は審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行うことができるものとし、市町村の選挙管理委員会の委員長が行う第二号に掲げる行為は審査の告示の日の翌日（同項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日）以後直ちに行うものとする。

一 公職選挙法施行令第五十条第二項若しくは第五十一条第一項又は同条第二項において準用する同令第五十条第四項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

二 審査の告示の日（法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合には、審査の期日前八日）までに公職選挙法施行令第五十条第一項若しくは第四項、第五十九条の四第一項又は第五十九条の五の四第五項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合における同令第五十三条第一項第一号若しくは第三号、第五十九条の四第四項又は第五十九条の五の四第七項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送

第三章 審査分会及び審査会

（審査人の数の報告）

第十四条 審査分会長は、法第二十九条の規定による報告をするときは、併せて、公職選挙法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち審査の期日の直前の日現在において当該都道府県の区域内の市町村における法第八条の選挙人名簿に登録されている者及び審査の告示の日現在において当該都道府県の区域内の市町村における同条の在外選挙人名簿に登録されている者の総数を報告しなければならぬ。

(審査分会及び審査会に関するその他の事項)

第十五条 公職選挙法施行令第七章(第八十二条から第八十三条の二まで並びに第八十七条第二項及び第三項を除く。)の規定中衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分は、審査分会及び審査会について準用する。この場合において、同令第八十六条第一項中「当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間」とあり、及び同条第二項中「当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期間」とあるのは、「審査の期日から五年間(最高裁判所裁判官国民審査法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間)」と読み替えるものとする。

第四章 再審査

第十六条 第十二条の規定は、法第四十三条第一項の規定による審査について準用する。

第十四条 審査分会長は、法第二十九条の規定による報告をするときは、併せて、公職選挙法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち審査の期日の直前の日現在において、当該都道府県の区域内の市町村における法第八条の選挙人名簿に登録されている者の総数を報告しなければならぬ。

(審査分会及び審査会に関するその他の事項)

第十五条 公職選挙法施行令第七章(第八十二条から第八十三条の二まで並びに第八十七条第二項及び第三項を除く。)の規定中衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分は、審査分会及び審査会について準用する。この場合において、同令第八十六条第一項中「当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間」とあり、及び同条第二項中「当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期間」とあるのは、「審査の期日から十年間」と読み替えるものとする。

第四章 再審査

第十六条 第十二条第一項の規定は、法第四十三条第一項の規定による審査について準用する。

第五章 審査の施行に関する費用

(審査の施行に関する費用の国庫負担)

第十八条 法第五十一条の規定により国庫の負担する審査の施行に関する費用は、国会の議決した予算の範囲内において、次に掲げる費用とする。

一 三 (略)

四 法第二十六条の規定によりその例によることとされる公

職選挙法第四十九条第一項及び第四項の規定による

要する費用及びその投票記載の場所のため不在者投票管理者において
により行われる同法第四十九条第二項に規定する郵便等による送付に
要する費用並びに法第二十六条の規定によりその例によることとされ
る公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規定により行われる送信
に要する費用

五 法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第

四十九条の二第一項第二号の規定により行われる投票に関する費用

第五章 審査の施行に関する費用

(審査の施行に関する費用の国庫負担)

第十八条 法第五十一条の規定により国庫の負担する審査の施行に関する費用は、国会の議決した予算の範囲内において、次に掲げる費用とする。

- 一 投票の用紙及び封筒、不在者投票証明書及びその封筒、投票箱並びに点字器の調製に要する費用
- 二 審査事務のため中央選挙管理会、都道府県及び市町村の選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、審査分会長並びに審査長において要する費用

三 投票所、共通投票所、期日前投票所、開票所、審査分会場及び審査会場に要する費用

四 審査の当日法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる者がする投票に関する審査事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用

(新設)

通知を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示から当該通知に係る審査を行わないこととなつた者の氏名及び任命年月日等を消除しなければならぬ。

2 (略)

第八章 補則

(特別区等に対する適用)

第三十三条 (略)

2 この政令中市に関する規定(第十一条第一項)の規定を除く。)は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

(削る)

通知を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示から当該通知に係る審査を行わないこととなつた者の掲示事項を消除しなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、裁判官の氏名等の掲示をした後に法第五条の第三項において準用する法第五条の第二第三項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示に掲載している当該通知に係る審査に付される裁判官の氏名を変更しなければならない。

第八章 補則

(特別区等に対する適用)

第三十三条 この政令中市に関する規定は、特別区に適用する。

2 この政令中市に関する規定(第十一条第一項及び別記様式備考第一号)の規定を除く。)は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

別記様式(第六条関係)

(略)

改正後

第四章 投票

（投票に関する書類の保存）

第四十五条 投票に関する書類（当該選挙に用いなかつた投票用紙を含む。）は、当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間（当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間）、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

一 衆議院議員又は参議院議員の選挙 当該選挙の期日から当該選挙についての法第二百四条若しくは第二百八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなつた日のうちいずれか遅い日までの間（同日前に当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期が終了した場合には、その終了の日までの間）

二 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙 当該選挙の期日から当該選挙についての法第二百二条若しくは第二百六条に規定する異議の申出期間が経過する日、法第二百二条若しくは第二百六条に規定する異議の申出に対する決定若しくは審査の申立てに対する裁決が確定した日又は法第二百三条若しくは第二百七条の規定による訴訟が係属しなくなつた日のうちいずれか遅い日までの間（同日前に当該選挙に係る地方公共団体の議会の議員又は長の任期が終了した場合には、その終了の日までの間）

改正前

第四章 投票

（投票に関する書類の保存）

第四十五条 投票に関する書類は、当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

第五章の二 在外投票

(在外公館等における在外投票に関する書類の保存)
第六十五条の九 (略)

2 法第四十九条の二第一項第一号の規定による投票に関する書類(第六十五条の七第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の委員長に送付したものと及び前条第二項の規定により総務大臣に送付したものを除き、当該選挙に用いなかつた投票用紙を含む。)は、当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期間(当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、当該選挙の期日から当該選挙についての法第二百四条若しくは第二百八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟に係属しなくなつた日のうちいずれか遅い日までの間(同日前に当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期が終了した場合には、その終了の日までの間))、在外公館の長において保存しなければならない。

第五章の二 在外投票

(在外公館等における在外投票に関する書類の保存)
第六十五条の九 前条第二項に規定する調書は、当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期間、総務大臣において保存しなければならない。

2 法第四十九条の二第一項第一号の規定による投票に関する書類(第六十五条の七第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の委員長に送付したものと及び前条第二項の規定により総務大臣に送付したものを除く。)は、当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期間

、在外公館の長において保存しなければならない。

改 正 後	改 正 前
<p>第百六条（略）</p>	<p>第百六条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項から第四項まで、第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第五項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）及び第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項及び第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第</p>

五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項、第七十条の五第一項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第七十条の六第一項、第三項、第五項、第六項、第八項、第十項、第十一项、第十三項及び第十五項、第七十条の七第一項本文、第二項本文、第三項、第四項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第百八条第一項及び第三項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者届出

(略)		第四十五条	(略)
(略)	(略)	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間（当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間	(略)
(略)		解散の投票の結果が確定するまでの間	(略)

(略)		第四十五条	(略)
(略)	(略)	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	(略)
(略)		解散の投票の結果が確定するまでの間	(略)

政党に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三十一条の二、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項から第四項まで、第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第五項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）及び第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項及び第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項までの規

定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項、第七十条の五第一項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第七十条の六第一項、第三項、第五項、第六項、第八項、第十項、第十一项、第十三項及び第十五項、第七十条の七第一項本文、第二項本文、第三項、第四項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者届出政党に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）

(略)	第四十五条 当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間（当該選挙に用いながつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間）	(略)	(略)
(略)		解職の投票の結果が確定するまでの間	(略)

第百十七条 (略)

、第百四十二条の三、第百四十四条並びに第百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第四十五条 当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	(略)	(略)
(略)		解職の投票の結果が確定するまでの間	(略)

第百十七条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二まで、第三十五條第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六條、第三十七條

、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項から第四項まで、第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第五項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）及び第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項及び第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第

一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に
関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に
関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に
関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十
条の三、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項、第七十条の
五第一項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第七十条の六
第一項、第三項、第五項、第六項、第八項、第十項、第十一項、第十三
項及び第十五項、第七十条の七第一項本文、第二項本文、第三項、第四
項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八、第七十一条（在外投票
に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条
（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関
する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、
第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第
八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三
項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選
出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者届
出政党に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百一十
一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第
百三十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定に
よる投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法
第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）、
第四百四十二条の三並びに第四百四十六条の規定は、普通地方公共団体の
長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に
掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第四十五条 当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間（当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間）	(略)
(略)	解職の投票の結果が確定するまでの間	(略)

第百八十四条 (略)

(略)	第四十五条 当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	(略)
(略)	解職の投票の結果が確定するまでの間	(略)

第百八十四条 公職選挙法施行令第九条の二、第十条の二、第二十二條の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項から第四項まで、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第

五項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）及び第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項及び第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十六条、第六十七條第一項から第六項まで、第六十八条、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条、第八十一条、第八十三条の二から第八十五条ま

(略)		第四十五条	(略)
(略)	(略)	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間（当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間	(略)
(略)		賛否の投票の結果が確定するまでの間	(略)

(略)		第四十五条	(略)
(略)	(略)	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	(略)
(略)		賛否の投票の結果が確定するまでの間	(略)

で、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百四十二条第一項（同法第四十九條第一項の規定による投票に限る。）及び第二項、第四百四十二条の二（同法第四十九條第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条の規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十三條の五 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項から第四項まで、第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第四百四条に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、同条第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、同条第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（

在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、同条第四項、同条第五項(在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。)、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項(同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。)、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条(政党その他の政治団体に関する部分を除く。)、第七十条の二第一項(政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。)、第七十条の三、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項、第七十条の五第一項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第七十条の六第一項、第三項、第五項、第六項、第八項、第十項、第十一項、第十三項及び第十五項、第七十条の七第一項本文、第二項本文、第三項、第四項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八、第七十一条(在外投票に関する部分を除く。)、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第七十六条(在外投票に関する部分を除く。)、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項(衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者届出政党に関する部分を除く。)、第二百二十九条第一項、第三百十一条第一項、第二項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項(同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。)、及び第二項、第四百二十二条の二(同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。)、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条第二項の規定並びに都道府県

(略)

(略)	第四十五条	(略)
(略)	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間（当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間	(略)
(略)	解散の投票の結果が確定するまでの間	(略)

前項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法施行令の規定を準用する場合には、同令の規定中都道府県の議会の議員及び長の選挙に関する部分は広域連合の議会の解散の投票に関する規定、都道

(略)	第四十五条	(略)
(略)	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	(略)
(略)	解散の投票の結果が確定するまでの間	(略)

の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二並びに第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）の規定は、広域連合の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

府県の選挙管理委員会に関する部分（同令第五十五条第二項及び第四項第二号を除く。）は広域連合の選挙管理委員会に関する規定とみなす。

第二百十四条の四 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項から第四項まで、第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第四百四条に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、同条第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、同条第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六から

第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項、第七十条の五第一項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第七十条の六第一項、第三項、第五項、第六項、第八項、第十項、第十一項、第十三項及び第十五項、第七十条の七第一項本文、第二項本文、第三項、第四項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者届出政党に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同

(略)	第四十五条	(略)
(略)	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間（当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間）	(略)
(略)	解職の投票の結果が確定するまでの間	(略)

(略)	第四十五条	(略)
(略)	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	(略)
(略)	解職の投票の結果が確定するまでの間	(略)

法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。
 ()、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二並びに第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）の規定は、広域連合の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十五條の四 公職選挙法施行令二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五條、第四十六條、第四十八條第一項から第四項まで、第四十八條の二、第四章の二（第四十八條の三（同令第四十九條の五第二項、第九十三條第一項及び第四百四條に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九條の三、第四章の四、第五章（第五十條第五項及び第七項、第五十三條第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五條第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九條第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六條第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九條の四第三項、同条第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九條の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の五の四第三項、同条第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九條の六から第五十九條の八まで、第六十條第二項（同法第四十九條第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一條第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在

外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。)、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項(同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。)、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条(政党その他の政治団体に関する部分を除く。)、第七十条の二第一項(政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。)、第七十条の三、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項、第七十条の五第一項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第七十条の六第一項、第三項、第五項、第六項、第八項、第十項、第十一項、第十三項及び第十五項、第七十条の七第一項本文、第二項本文、第三項、第四項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八、第七十一条(在外投票に関する部分を除く。)、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第七十六条(在外投票に関する部分を除く。)、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項(衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者届出政党に関する部分を除く。)、第二百二十九条第一項、第三百一十一条第一項、第二項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、及び第三項、第三百三十一条の二、第四百四十二条第一項(同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。)、及び第二項、第四百四十二条の二(同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。)、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二並びに第五十条第五

(略)	第四十五条	(略)
(略)	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間（当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間）	(略)
(略)	解職の投票の結果が確定するまでの間	(略)

(略)	第四十五条	(略)
(略)	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	(略)
(略)	解職の投票の結果が確定するまでの間	(略)

項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）の規定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改 正 後	改 正 前
<p>（公職選挙法施行令の準用） 第二十二條（略）</p>	<p>（公職選挙法施行令の準用） 第二十二條 公職選挙法施行令第九条の二、第十条の二第一項及び第三項から第五項まで、第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十六條の三まで、第二十六條の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六條の五から第二十八條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五條、第四十六條第四項、第四十八條第四項、第四章の二（第四十八條の三（同條の表第四十九條の五第二項の項、第九十三條第一項の項及び第百四條の項に係る部分に限る。）並びに第四十九條第二項、第三項及び第六項から第八項までを除く。）、第四十九條の三、第四章の四（第四十九條の十二第二項、第三項及び第六項から第八項までを除く。）、第五十一條、第五十二條、第五十三條第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第五十四條、第五十五條（第六項及び第七項に係る部分を除く。）、第五十六條から第五十八條まで、第五十九條の二、第五十九條の三の二第一項、第五十九條の四第一項及び第二項、同條第四項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の五から第五十九條の五の三まで、第五十九條の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同條第六項及び第七項（これらの規定中市町村の議会の議</p>

(略)

(略)

(略)

員及び長の選挙に関する部分に限る。)並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条第一項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第二項及び第三項、同条第五項(同条第四項に関する部分を除く。)、第六十二条第一項、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項(公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。)及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十六条第二項、第六十七条第一項、第二項、第五項及び第六項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第七十七条第一項及び第三項、第七十八条第四項、第八十条及び第八十一条(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第八十三条の二から第八十四条まで、第八十五条(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第八十六条第一項、第八十七条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第二百二十五条の四、第二百二十九条第一項、第二百二十九条の八、第三百三十一条(第一項後段を除く。)、第三百三十八条、第三百四十一条の二第一項、第三百四十一条の三、第三百四十二条第一項(同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。)及び第二項、第三百四十二条の二(第一項第十一号及び第十二号に係る部分を除く。)、第三百四十二条の三、第三百四十五条、第三百四十六条第二項並びに別表第一の規定は、法第四条第十四項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

(略)		(略)	第四十五条	書類（当該選挙 当該選挙に係る衆議 院議員、参議院議員 又は地方公共団体の 議会の議員若しくは 長の任期間（当該選 挙に用いなかつた投 票用紙にあつては、 次の各号に掲げる選 挙の区分に応じ、当 該各号に定める期間	書類（合併協議会設置協議につい ての投票 合併協議会設置協議についての投 票の結果が確定するまでの間
-----	--	-----	-------	---	---

(略)		(略)	第四十五条	当該選挙に係る衆議 院議員、参議院議員 又は地方公共団体の 議会の議員若しくは 長の任期間	合併協議会設置協議についての投 票の結果が確定するまでの間
-----	--	-----	-------	---	----------------------------------

改 正 後

改 正 前

（公職選挙法施行令の準用）

（公職選挙法施行令の準用）

第八条（略）

第八条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第九条の二、第十条の二第一項及び第三項から第五項まで、第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十六條の三まで、第二十六條の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六條の五から第二十八條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五條、第四十六條第四項、第四十八條第四項、第四章の二（第四十八條の三（同條の表第四十九條の五第二項の項、第九十三條第一項の項及び第九十四條の項に係る部分に限る。）並びに第四十九條第二項、第三項及び第六項から第八項までを除く。）、第四十九條の三、第四章の四（第四十九條の十二第二項、第三項及び第六項から第八項までを除く。）、第五十條（第五項及び第七項を除く。）、第五十一條、第五十二條、第五十三條第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第五十四條、第五十五條（第六項及び第七項に係る部分を除く。）、第五十六條から第五十八條まで、第五十九條の二、第五十九條の三の二第一項、第五十九條の四第一項及び第二項、同條第四項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の五から第五十九條の五の三まで、第五十九條の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同條第六項及び第七項（これ

(略)

(略)

(略)

らの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条第一項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第二項及び第三項、同条第五項(同条第四項に関する部分を除く。)、第六十二条第一項、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項(公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。)及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十六条第二項、第六十七条第一項、第二項、第五項及び第六項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第七十七条第一項及び第三項、第七十八条第四項、第八十条及び第八十一条(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第八十三条の二から第八十四条まで、第八十五条(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第八十六条第一項、第八十七条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第二百二十五条の四、第二百二十九条第一項、第二百二十九条の八、第三百三十一条(第一項後段を除く。)、第四百四十一条の二第一項、第四百四十一条の三、第四百四十二条第一項(同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。)及び第二項、第四百四十二条の二(第一項第十一号及び第十二号に係る部分を除く。)、第四百四十二条の三、第四百四十五条並びに別表第一の規定は、法第七条第一項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

(略)		(略)	第四十五条	書類（当該選挙）	書類（特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間）
(略)	）	(略)		当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間（当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間）	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間

(略)		(略)	第四十五条	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間
-----	--	-----	-------	---	---------------------------

改 正 後	改 正 前
<p>（領事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 領事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に係る投票における在外投票の実施に関すること。</p> <p>六〜十三 （略）</p>	<p>（領事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 領事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 海外における邦人及び本邦に在留する外国人（以下「在日外国人」という。）に係る外交政策に関すること。</p> <p>二 海外における邦人及び在日外国人に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。</p> <p>三 海外における邦人及び在日外国人に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。</p> <p>四 在外選挙の実施に関すること。</p> <p>五 日本国憲法改正 の国民の承認に係る投票における在外投票の実施に関すること。</p> <p>六 海外における邦人の法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（経済局及び国際協力局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>七 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。</p> <p>八 海外における邦人の身分関係事項に関すること。</p> <p>九 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に関すること。</p> <p>十 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。</p> <p>十一 査証に関すること。</p> <p>十二 在日外国人の待遇に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p>

(政策課の所掌事務)

第八十五条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に係

る投票における在外投票の実施に関すること。

七 十三 (略)

ること。

十三 第二号から前号までに掲げるもののほか、海外における邦人及び在日外国人に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること。

(政策課の所掌事務)

第八十五条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 領事局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 海外における邦人に係る外交政策に関すること（海外邦人安全課の所掌に属するものを除く。）。

三 海外における邦人に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること（海外邦人安全課及び旅券課の所掌に属するものを除く。）。

四 海外における邦人に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること（海外邦人安全課及び旅券課の所掌に属するものを除く。）。

五 在外選挙の実施に関すること。

六 日本国憲法改正の国民の承認に係

る投票における在外投票の実施に関すること。

七 海外における邦人の法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（経済局及び国際協力局並びに海外邦人安全課の所掌に属するものを除く。）。

八 海外における邦人に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること（海外邦人安全課及び旅券課の所掌に属するものを除く。）。

九 海外における邦人の身分関係事項に関すること。

十 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書

の内外にわたる証明に関する事。

十一 海外移住に関する事。

十二 海外交流審議会の庶務に関する事。

十三 第三号から前号までに掲げるもののほか、海外における邦人に関する対外関係事務の処理及び総括に関する事（海外邦人安全課及び旅券課の所掌に属するものを除く。）。